

# 第1回 奈良県健康長寿文化づくり推進会議

日時：平成25年11月5日（火）  
午後2時00分～4時00分

場所：奈良商工会議所 4階 小ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 平成26年度の健康長寿に向けての取組方策について

(2) その他

### 3 閉 会

#### <資料>

- 資料1 奈良健康長寿基本計画について
- 資料2 健康づくりの予防の推進に関する各分野における  
取組みと今後の方向性
  
- 配付資料 健康なら協力店ガイドブック  
食育県民健康講座のちらし  
「がん検診を受けよう！」啓発リーフレット及びクリアファイル

## 奈良県健康長寿文化づくり推進会議委員名簿

委員委嘱任期：平成26年3月31日まで

担当分野	委員名	所 属
食生活	伊藤 宏子	奈良県栄養士会
	松田 和枝	奈良県食生活改善推進員連絡協議会
運動	藤尾 庸子	生駒市健康づくり推進員連絡協議会
	黒飛 文子	奈良県老人クラブ連合会
たばこ対策	槇野 久春	奈良県医師会
歯科	辻井 毅	奈良県歯科医師会
こころの健康	安元 寛子	ライフデザインカウンセリンググループ (心理カウンセラー・産業カウンセラー)
地域保健	吉田 恵美	市長会 (御所市健康増進課 主幹)
	榊井 貞男	町村会 (高取町住民福祉課長)
	松崎三十鈴	市町村保健師 (香芝市保健センター所長)
職域保健	穴吹 宏樹	全国健康保険協会奈良支部 (企画総務部長)
	荒瀬 周児	昭和工業団地協議会 (事務局長)
地域健康づくり	吉本 清信	学識経験者 (元 山添村診療所長)
生活習慣病予防	斎藤 能彦	学識経験者 (奈良医大第1内科学教授)
介護予防・公衆衛生	車谷 典男	学識経験者 (奈良医大地域健康医学教授)

# 第1回 奈良県健康長寿文化づくり推進会議

日時：平成25年11月5日（火）午後2:00～4:00  
 場所：奈良商工会議所 4階 小ホール

<五十音順>

穴吹委員



伊藤委員



黒飛委員



藤尾委員



槇野委員



松崎委員



榘井委員



吉田委員

## 事務局

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

森本  
係長

大原  
主幹

榎原  
次長

江南  
部長

谷垣  
課長

戸毛  
補佐

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

松田

堀江

中川

平

桜井保健所  
筒井係長

郡山保健所  
田中課長

<input type="radio"/>		
-----------------------	--	--

吉野保健所  
谷口

(傍聴席)

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

(記者席)

## 奈良県健康長寿文化づくり推進会議規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県健康長寿文化づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第二条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 本県の健康長寿文化づくりの推進に関すること。
- 二 奈良県健康増進計画の策定、進捗の評価等に関すること。
- 三 生活習慣病予防対策及び介護予防対策の推進に関すること。

### (組織)

第三条 推進会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 健康づくり対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

### (任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第五条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第六条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。